

居宅介護支援事業所 かけはし 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人（社団）佐藤病院
代表者氏名	理事長 佐藤 剛一
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒511-0065 三重県桑名市大央町21-15 電話：0594-23-3547 FAX：0594-23-3537
法人設立年月日	昭和58年4月1日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 かけはし
介護保険指定事業者番号	三重県 第2470102225号
事業所所在地	〒511-1137 三重県桑名市長島町福吉268-1
連絡先 相談担当者名	電話：0594-73-8880 FAX：0594-73-8881
事業所の通常の 事業の実施地域	桑名市、木曽岬町、三重郡、四日市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人（社団）佐藤病院が開設する居宅介護支援事業所かけはしが行う、指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする
運営の方針	<p>①事業所の介護支援専門員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう配慮して行う。</p> <p>②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</p> <p>③事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。</p> <p>④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービス提供に努める。</p>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日・祝・年末年始 休み）
営業時間	午前8時30分～午後5時00分まで

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	芦田 恵子
-------	-------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	居宅介護支援業務と介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 3名 非常勤 2名
事務員	請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名 (兼務)

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況の把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 I 11,316 円	居宅介護支援費 I 14,702 円
〃 45 人以上 60 人未満の場合において、45 以上の部分	居宅介護支援費 II 5,491 円	居宅介護支援費 II 7,166 円
〃 60 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 III 3,292 円	居宅介護支援費 III 4,272 円

- ※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,084 円を減額することとなります。
- ※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費 II 又は III を算定します。
- ※ 同一建物内（同一式日の建物）にお住まいの方は上記金額の 95% を算定します。

	加 算	加算額	内 容・回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	3,126円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,605円	入院当日または事前に入院が決まっている場合病院又は診療所の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,084円	入院の日から翌日または翌々日に病院又は診療所の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,689円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行った場合。
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,252円	(Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携2回以上
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,252円	(Ⅱ)イ 連携1回(カンファレンス参加による)
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,815円	(Ⅱ)ロ 連携2回(内1回カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅲ)	9,378円	(Ⅲ) 連携3回以上(内1回カンファレンス参加)
	通院時情報連携加算	521円	医師または歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が口腔衛生状況等を把握し、ケアマネジメントを行った場合
	特定事業所加算(Ⅰ)	5,407円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」
	特定事業所加算(Ⅱ)	4,386円	等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
	特定事業所加算(Ⅲ)	3,365円	
	特定事業所加算(A)	1,187円	
	特定事業所医療介護連携加算	1,302円	
	ターミナルケアマネジメント加算	4,168円	回復の見込みがないと診断され、在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケア方針に関する情報を、本人または家族の同意を得て心身の状況等を記録し、居宅介護支援を提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。
-------	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることがや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 令和6年改定の介護報酬改定に伴う制度変更で質向上の観点から利用者・医師・担当者の合意のもと、利用者の状態安定・医師の疎通ができること（家族のサポートも含む）を条件にテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行うことがありますのでご留意ください。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定し「虐待防止委員会」「身体拘束等の適正化委員会」を設け、ホームページ記載の「高齢者虐待防止指針」「身体拘束等適正化指針」に従い防止に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドance」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・苦情又は相談があった場合、担当の介護支援専門員が利用者等へ直ちに連絡を取り、事実を確認する。必要があれば利用者宅を訪問する。
 - ・苦情がサービス提供に関するものである場合、担当のサービス事業者に状況を確認する。
 - ・苦情が居宅サービス計画に関するものである場合、必要に応じてサービス担当者会議を招集し、その結果に基づいた対応を行う。
 - ・いずれの場合も、苦情申立者に、その結果又は解決に向けての対応策を苦情担当者より利用者等に説明し同意を得る。
 - ・改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。(損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。)
 - ・苦情の内容から必要に応じて、市町、県、国民健康団体連合会に報告を行う。
 - ・同様の苦情、事故が起こらないよう苦情処理の内容を記録し、従業者に周知するとともに研修等の機会を通じて再発防止に努めサービスの質の向上を目指す。
 - ・苦情・相談の記録については、その解決から2年間保管する。

(2) 苦情申立の窓口

居宅介護支援事業所 かけはし	所在地 桑名市長島町福吉268-1 電話番号 0594-73-8880 FAX番号 0594-73-8881 受付時間 9:00 ~ 17:00
桑名市役所 介護保険担当部署	所在地 桑名市中央町2丁目37番地 電話番号 0594-24-1170 FAX番号 0594-24-3133 受付時間 9:00 ~ 17:00
三重県医療健康福祉部 長寿介護課 居宅サービス苦情窓口	所在地 津市広明町13番地 電話番号 059-224-2262 FAX番号 059-224-2919 受付時間 9:00 ~ 17:00
三重県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談	所在地 津市桜橋2丁目96番地 電話番号 059-222-4165 FAX番号 059-222-4166 受付時間 9:00 ~ 17:00

令和 年 月 日

居宅介護支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

法 人 名 称 医療法人（社団）佐藤病院
所在地 三重県桑名市大央町21-15
代表者 理事長 佐藤剛一 印

事業所 名 称 居宅介護支援事業所かけはし
所在地 三重県桑名市長島町福吉 268-1
説明者

上記内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

利用者家族代表

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和二年厚生労働省令第二百八号。以下「整理省令」という。）が令和2年12月25日に公布・施行されたため以降押印廃止

【別紙】 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力をいたします。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。